

# ○財団法人横浜港埠頭公社財務規程

〔 昭和58年2月22日 〕  
規 程 第 2 号

最終改正 平成19年3月29日規程第4号

## 第1章 総則

(目的)

**第1条** この規程は、財団法人横浜港埠頭公社（以下「公社」という。）の財務に関する基本を定めることを目的とする。

(適用範囲)

**第2条** 公社の財務に関しては、法令その他別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(会計原則)

**第3条** 公社の会計は、次の各号に掲げる原則に適合するものでなければならない。

- (1) 財政状態及び経営成績に関して、真実な内容を明りょうに表示すること。
- (2) すべての取引につき、正規の簿記の原則に従って正確な会計帳簿を作成すること。
- (3) 資本取引と損益取引を区別すること。
- (4) 処理の原則及び手続を每期継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

(事業年度)

**第4条** 公社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(年度所属区分)

**第5条** 公社の会計においては、資産、負債及び資本の増減異動並びに収益及び費用を、その発生の事実に基づいて計上し、かつ、その発生した年度に正しく割り当てなければならない。

## 第2章 勘定科目、収支予算科目及び帳簿組織（昭61規程2・改称）

(勘定科目及び収支予算科目)

**第6条** 公社の会計は、貸借対照表勘定及び損益計算書勘定に区分し、勘定科目は別表第1のとおりとする。

2 収支予算科目は、別表第2のとおりとする。

(昭61規程2・一部改正)

(帳簿)

**第7条** 公社の会計は、主要簿、補助簿及び予算簿を備え記録整理するものとする。

(伝票)

**第8条** 会計取引は、すべて伝票により処理しなければならない。

## 第3章 予算及び資金

(事業計画及び収支予算)

**第9条** 理事長は、毎年度開始前に事業計画及び収支予算を編成し、理事会の議決及び評議員会の同意を得なければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。

(平17規程9・一部改正)

(支出等の制限)

**第10条** 会社の支出及び契約その他の支出の原因となるべき行為（以下「支出等」という。）は、予算の定めるところによらなければ、これを行うことができない。ただし、次の各号に掲げるものについては、この限りでない。

- (1) 災害復旧のため急施を要する工事等で、災害復旧引当金を取り崩して行うもの
- (2) 予想しない敷金の返還
- (3) 予想しない職員の退職金

2 前項ただし書の規定により予算に定めない支出等を行ったときは、理事長は、理事会に報告しなければならない。

（予算の流用禁止）

**第11条** 支出予算の経費の金額は、各款の間又は各項の間において相互に、これを流用することができない。

（予算の繰越）

**第12条** 支出予算の経費のうち、次の各号に掲げるものについては、翌年度に繰越して使用することができる。

- (1) 建設改良工事に係る経費
- (2) 次年度以降にわたり繰延償却される経費
- (3) 止むを得ない事情のため理事長が繰越を認めた維持修繕工事に係る経費

（債務負担）

**第13条** 理事長は、予算に定めるもののほか、翌年度以降にわたる債務の負担の原因となる契約その他の行為を行う場合は、理事会の議決を得なければならない。

（債券の発行）

**第14条** 会社は、長期的な資金確保を図るため必要があるときは予算に定めるところにより債券を発行することができる。

#### **第4章 収入及び支出**

（収入金の収納）

**第15条** 会社の収入金は、現金によるほか、小切手（呈示期間以内に支払のための呈示をすることができるもので、理事長が定めるものに限る。）、郵便為替証書、銀行振込又は口座振替によって収納するものとする。

2 会社の収入金の収納は、前項によるほか、あらかじめ理事長が指定する役職員以外は、行うことができない。

（平19規程4・一部改正）

（収入の確保）

**第16条** 理事長は、会社の収入で納期限までに振込をしない債務者に対しては、督促し収入の確保を図らなければならない。

（不納債権の処理）

**第17条** 会社は、次の各号の一に該当する債権があるときは、これを不納欠損として処理することができる。

- (1) 債務履行期日後5年（当該債権の消滅時効が5年より短いときは、その年数）を経過し、かつ、債務者の住所又は居所が不明で差し押えることのできる財産がないとき。
- (2) 強制執行その他債権の取立てに要する費用が当該債権の金額より多額であると認められるとき。
- (3) 強制執行後なお回収不能の残額があるとき。

(4) その他債権の取立てが著しく困難であると理事長が認めるとき。

(支払の方法)

**第18条** 会社の支払は、銀行振込および口座振替によるものとする。ただし、業務上特に必要がある場合は、現金をもって支払うことができる。

(平19規程4・一部改正)

## 第5章 資産

(資産の範囲)

**第19条** 会社の資産は、流動資産、事業資産、事業資産建設仮勘定、固定資産及び繰延資産に分類整理する。

(平16規程7・一部改正)

(事業資産建設仮勘定)

**第20条** 外貨埠頭及びその関連施設の建設の目的をもって支出するすべての費用は、事業資産建設仮勘定で整理し、その整理した費用は、建設が完了して供用が開始されるときに、事業資産に振り替えるものとする。

(取得価額)

**第21条** 資産の取得価額は、その取得等又は建設のために要した直接費及び間接費の合計額とし、これにより難い場合は、評価額とする。

(減価償却)

**第22条** 減価償却は、毎事業年度末において、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に基づき定額法により行う。

2 前項の減価償却は、間接法により償却額の累計が100分の95に達するまで行う。ただし、無形固定資産にあっては、間接法により取得額に達するまで減価償却を行う。

(資本的支出)

**第23条** 事業資産等の耐用年数を延長し、又はその価値が増加する場合は、これに対応する金額は、事業資産等の取得価額に算入する。

(財産の処分)

**第24条** 会社の財産の処分については、次に掲げるもののほか、理事会の議決を要するものとする。

(1) 耐用年数を経過した工具器具備品、車両等で帳簿価格が100万円未満のもの

(2) 使用に耐えられなくなった機械及び装置、工具器具備品並びに車両等で帳簿価格が500万円未満のもの

(平2規程2・一部改正)

(共通収益及び経費の配分)

**第24条の2** 各会計に共通する収益及び費用は、適正な基準により、各会計に配分しなければならない。

(平17規程4・追加)

## 第6章 決算

(決算)

**第25条** 理事長は、毎事業年度終了後3月以内に会社の決算を調製し、監事の監査を受けた後、監事の意見書を添え、理事会の議決及び評議員会の同意を得なければならない。

(平17規程9・一部改正)

## 第7章 契約

(契約)

**第26条** 会社の業務に係る売買、貸借（外貨埠頭の貸付を除く。）請負その他の契約は、一般競争入札または公募型（意向反映型）指名競争入札によるもののほか、必要により指名競争入札（ただし、公募型（意向反映型）指名競争入札を除く）又は随意契約によることができるものとする。

（平19規程4・一部改正）

(競争入札)

**第27条** 競争入札は、契約の目的に応じて予定価格の制限の範囲内で、物品等の売却においては最高の価格又は請負等においては最低の価格で申し込みをした者を契約の相手方とする。

（平4規程3・平19規程4・一部改正）

(長期継続契約)

**第27条の2** 電気、ガス、水の供給若しくは電気通信、監査の役務の提供を受ける契約又は不動産、自動車、OA機器を借りる契約については、第13条の規定にかかわらず、翌年度以降にわたり締結することができる。この場合においては、各年度におけるこれらの経費の予算の範囲内においてその給付を受けなければならない。

（平17規程9・全部改正）

(契約書の作成等)

**第28条** 理事長は、契約を締結しようとする場合は、契約の目的、契約金額及び履行期限その他必要事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、契約の性質又は目的等によりその必要がないと認めるときは、契約書を請書に代え若しくは見積書を徴し又はそれを省略することができる。

## 第8章 補則

(委任)

**第29条** この規程の施行に関し必要な事項については、理事長が別に定めることができる。

### 附 則

- 1 この規程は、昭和58年2月22日から施行し、昭和57年3月31日から適用する。
- 2 この規程の施行の際、現になされた手続、その他の行為は、この規程の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

### 附 則（昭和61年5月19日規程第2号）

- 1 この規程は、昭和61年5月19日から施行し、昭和61年4月1日から適用する。
- 2 この規程の施行の日の前日までになされた手続、その他の行為は、この規程によりなされたものとみなす。

### 附 則（昭和63年8月18日規程第4号）

この規程は、昭和63年8月18日から施行し、昭和63年6月24日から適用する。

### 附 則（平成元年6月15日規程第1号）

この規程は、平成元年6月15日から施行し、平成元年4月1日から適用する。

### 附 則（平成2年1月1日規程第2号）

この規程は、平成2年1月1日から施行する。

### 附 則（平成2年8月30日規程第4号）

この規程は、平成2年8月30日から施行し、平成2年7月4日から適用する。

### 附 則（平成3年2月28日規程第1号）

この規程は、平成3年4月1日から施行する。

**附 則**（平成4年12月25日規程第3号）

この規程は、平成4年12月25日から施行し、平成4年3月31日から適用する。

**附 則**（平成5年7月13日規程第3号）

この規程は、平成5年7月13日から施行し、平成5年3月31日から適用する。

**附 則**（平成8年1月24日規程第6号）

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

**附 則**（平成12年12月20日規程第3号）

この規程は、平成12年12月20日から施行する。

**附 則**（平成13年4月5日規程第1号）

この規程は、平成13年4月5日から施行し、平成13年2月16日から適用する。

**附 則**（平成13年5月31日規程第2号）

この規程は、平成13年5月31日から施行し、平成13年3月31日から適用する。

**附 則**（平成16年6月25日規程第7号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成16年6月25日から施行し、平成16年3月31日から適用する。

（経過措置）

- 2 平成16年3月31日からこの規程の施行の日の前日までの間に行われた会計処理は、改正後の財団法人横浜港埠頭公社財務規程によってなされたものとみなす。

**附 則**（平成17年3月29日規程第2号）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

**附 則**（平成17年5月30日規程第4号）

この規程は、平成17年5月30日から施行し、平成17年3月31日から適用する。

**附 則**（平成17年10月7日規程第9号）

この規程は、平成17年10月7日から施行し、平成17年3月31日から適用する。

ただし、第9条及び第25条の改正規程は、平成17年4月11日から適用する。

**附 則**（平成19年3月29日規程第3号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。